

## 計 画 書 (変更案)

石巻広域都市計画土地地区画整理事業の変更  
[石巻市復興整備計画 (石巻市決定)]

都市計画石巻市新門脇地区被災市街地復興土地地区画整理事業を次のように変更する。

名 称		石巻市新門脇地区被災市街地復興土地地区画整理事業				
面 積		約 23.7 h a				
公 共 施 設 の 配 置	道 路	種 別	名 称	幅 員	延 長	備 考
			3・2・18 南光門脇線	37.5m	約 1,080m	都市計画道路 (平成 25 年 1 月決定)
		幹線道路	3・4・7 大街道石巻港線	12.0m	約 540m	都市計画道路 (昭和 61 年 5 月 23 日決定)
			3・4・17 門脇稲井線	15.0m	約 100m	都市計画道路 (平成 25 年 1 月変更)
		<p>1 標準幅員の設定方針 住居系の土地利用を計画していることから、標準幅員は6mとする。</p> <p>2 配置の方針 都市計画道路（幹線道路）を軸に、住宅地の中心となる地区内準幹線（幅員14m）を計画し、区画道路については土地利用に応じて適宜配置する。また、地区北側の高台への避難路として区画道路及び歩行者専用道路を配置する。</p>				
	公園及び緑地	街区公園は誘致距離等を配慮しながら適宜配置する。				
	その他の 公共施設	<p>上水道は、道路計画に併せて上水道管を布設し、全各戸に供給するよう計画する。</p> <p>下水道汚水については、道路計画に併せて管渠を埋設し、また、雨水については、既設管渠を極力活かし、道路側溝で対処できない場合は新たに管渠を埋設する。</p>				
	宅地の整備	被災者の速やかな生活基盤の形成のための宅地整備を行う。本地区は、旧来からの住宅地であることを考慮し、地域コミュニティの一体的な確保・維持に配慮した、良好な市街地の整備を行う。				

「施行区域は、計画図表示のとおり」

## 理 由

当地区の施行区域界となっている字界等について、関係地権者等による現地立会及び測量を行った結果、施行区域を計画図のとおり変更する。また、面積精査により、施行面積を約23.7haに変更するものである。

## 都市計画として定める区域

種 類 : 石巻広域都市計画土地区画整理事業

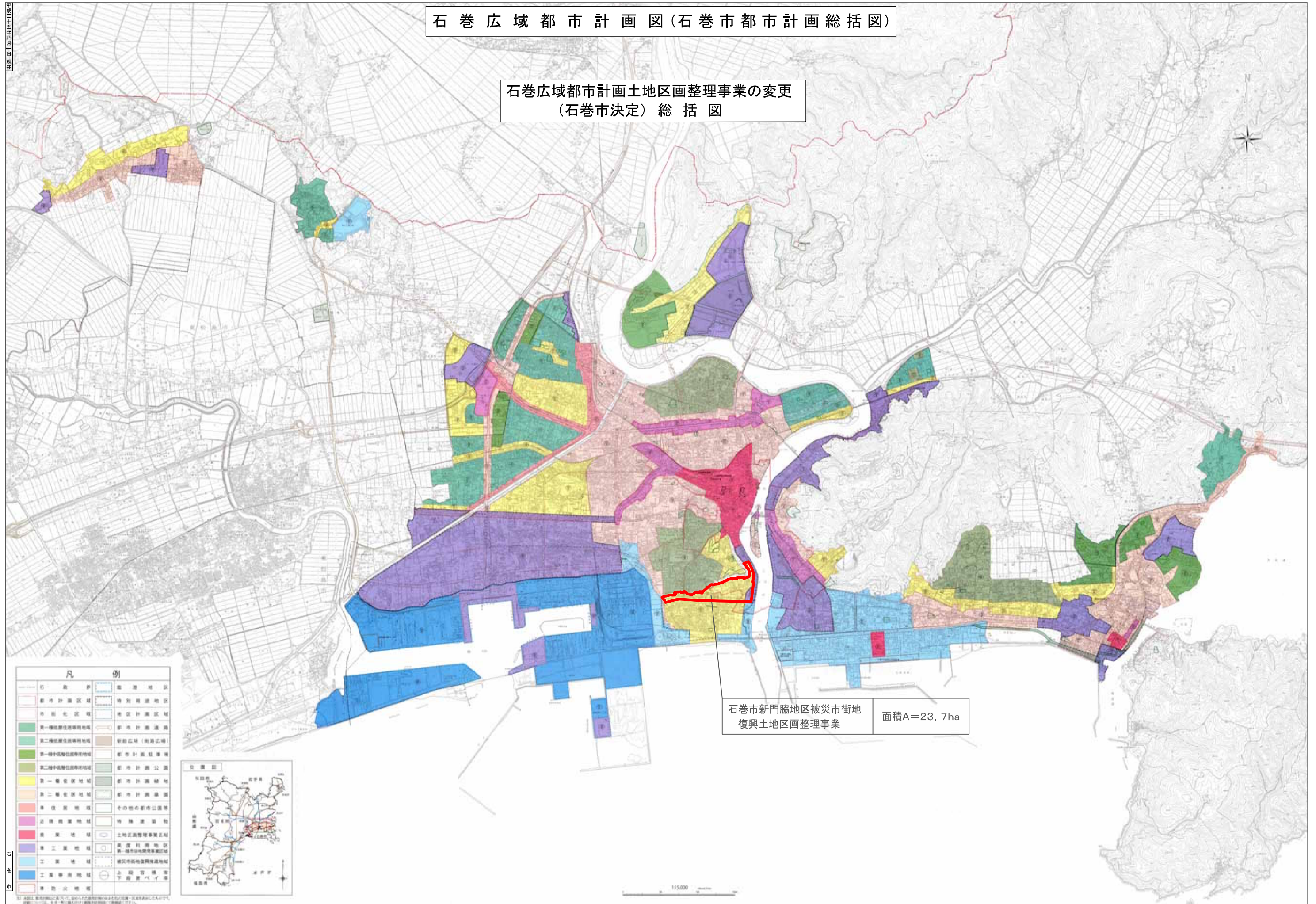
名 称 : 石巻市新門脇地区被災市街地復興土地区画整理事業

区 域 : 石巻市門脇字山岸の全部

石巻市門脇町二丁目、門脇町三丁目、門脇町四丁目、門脇町五丁目  
日和が丘二丁目、南浜町四丁目の各一部

石巻広域都市計画図(石巻市都市計画総括図)

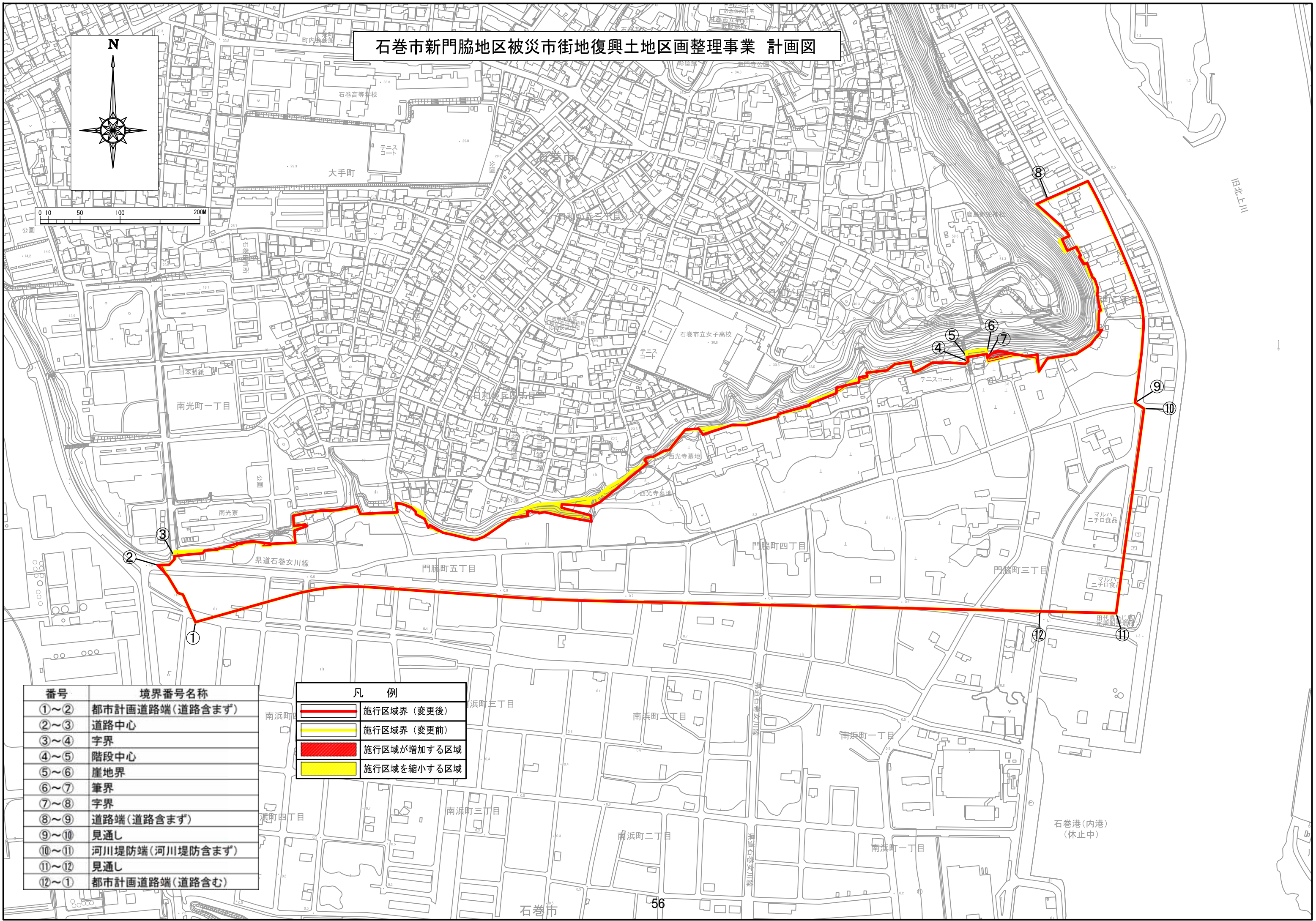
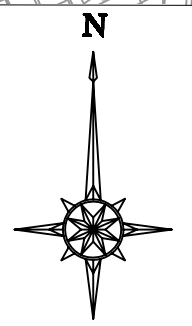
石巻広域都市計画土地地区画整理事業の変更  
(石巻市決定) 総括図



石巻市新門脇地区被災市街地 復興土地地区画整理事業	面積A=23.7ha
------------------------------	------------

凡 例	
町界	臨海地区
都市計画区域	特別用途地区
市街化区域	地区計画区域
第一種居住用途専用地域	都市計画道路
第二種居住用途専用地域	駅前広場(商業広場)
第一種中密度住居専用地域	都市計画駐車場
第二種中密度住居専用地域	都市計画公園
第一種住居地域	都市計画緑地
第二種住居地域	都市計画溝渠
準住居地域	その他の都市公園等
近隣商業地域	特殊建築物
商業地域	土地収用特種専業地区
準工業地域	震災利用地区
工業地域	第一種市街地開発専業地区
工業専用地域	被災市街地復興推進地区
準防火地域	上段容積率 下段ベイ率

# 石巻市新門脇地区被災市街地復興土地区画整理事業 計画図



番号	境界番号名称
①～②	都市計画道路端(道路含まず)
②～③	道路中心
③～④	字界
④～⑤	階段中心
⑤～⑥	崖地界
⑥～⑦	筆界
⑦～⑧	字界
⑧～⑨	道路端(道路含まず)
⑨～⑩	見通し
⑩～⑪	河川堤防端(河川堤防含まず)
⑪～⑫	見通し
⑫～①	都市計画道路端(道路含む)

凡 例	
	施行区域界(変更後)
	施行区域界(変更前)
	施行区域が増加する区域
	施行区域を縮小する区域

石巻港(内港)  
(休止中)